

第79回

公開講座

分け隔てられず、差別のない社会に向けて ～障害者差別解消法がもたらすもの～

・日 時・ 2014年10月24日（金）13：00～14：30

・場 所・ 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

・講 師・ 松波 めぐみ（委嘱研究員）

今年1月、ついに日本政府は障害者権利条約を批准した（国連での採択は2006年）。これに先立つて2013年6月には「障害者差別解消法」が国会で成立し、2016年4月の施行に向けて、ガイドライン策定など、さまざまな準備が進んでいる。権利条約も差別解消法も長年にわたる障害者運動の努力が実ったものである。新しい「障害」や「差別」に関わるルールを活用し、差別や不利益の解消をはかり、誰もが住みやすい社会に近づいていくことが期待される。

とはいって、正直なところ、私はかなりの危惧を抱いている。まず、権利条約の批准にせよ、差別解消法にせよ、報道で大きく取り上げられることはなく、一般にはほとんど知られていないことだ。これらが「障害」に関わるパラダイム転換を示しているにもかかわらず、「障害者」といえば福祉の領域の問題」という社会通念は根深く、多くの人は「がんばっている障害者」の情緒的なストーリーを消費することはあるても、こうした動きに無関心である。また障害者自身や関係者の間でも、必ずしも中身が知られているわけではない。また、「法律ができるでも差別がなくなるわけがない」というシニカルな声も聞こえてくる。その一方で、行政や企業関係者の中には、障害者差別解消法における重要概念である「合理的配慮」ということに関心を示しつつも、とまどいや抵抗感を抱いている人がいる。それは、これまで障害の有無によって「分け隔て」られてきた社会の中にあって障害者と接した経験が圧倒的に少ないがゆえの反応といえるだろう。

今回の講演では、まず基本として、1970年代以降に日本で展開してきた障害者運動と、運動が切り開いてきた新しい価値観、そこからうまれた「障害の社会モデル」（障害者権利条約、差別解消法のベースでもある）という考え方について説明し、障害に関わる事象を「社会モデル」の視点から捉え直す必要性を提起する。

その上で、障害者権利条約策定プロセス、権利条約の理念と内容、差別解消法の概要についても解説する。特に、社会的障壁をとりのぞいて実質的な平等を保障するための道具である「合理的配慮」については、具体的な事例をとりあげながら解説したい。大学もまた、「合理的配慮」が強く求められている場所があるので、障害学生支援についてもとりあげる。

今回の講演を、「差別解消法で私たちの生活はどう変わるのか」ではなく、「差別解消法を通して、この社会をどのように変えていきたいのか」について各自が考えていくような機会にしたいと願っている。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳が必要な場合は、10月9日(木)までに人権問題研究室へご連絡ください。

主催 関西大学人権問題研究室



〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hr/>